

【自然再生専門家会議】

自然再生の推進に向けた取組状況



平成27年8月4日
環境省 自然環境局 自然環境計画課
木村 吉寿

自然再生推進法の制定までの背景

- 平成13年5月、小泉総理大臣(当時)所信表明演説において、「自然との共生が可能となる社会を実現したい」旨、表明。

↓

- 平成13年7月
「21世紀『環の国』づくり会議」報告
- 平成13年12月
「総合規制改革会議」規制改革の推進に関する第1次答申
- 平成14年3月
「新・生物多様性国家戦略」の決定

↓

- 平成14年12月 **自然再生推進法の制定 (3省共管)**

自然再生とは

(自然再生)・・・自然再生推進法(第2条)

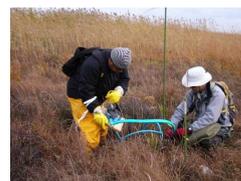
過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林その他の自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。

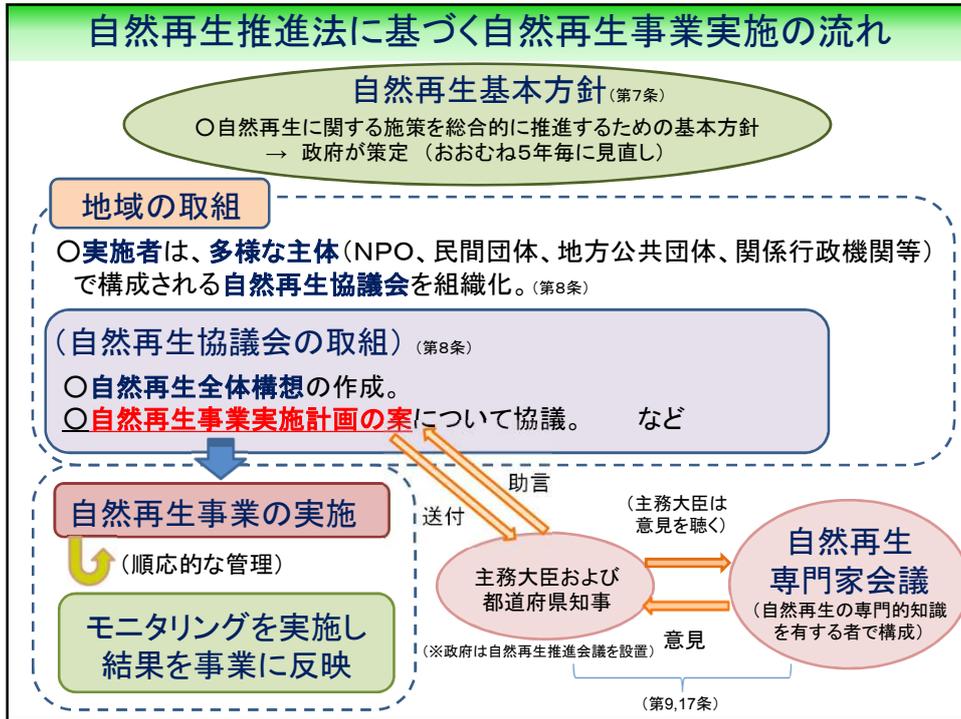


自然再生の基本理念について

<自然再生推進法(第3条)における基本理念>

1. 生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて、地球環境の保全に寄与することを旨とする。
2. 地域の多様な主体との連携を図る。
3. 科学的知見に基づいて実施
4. 順応的な管理により実施
5. 自然環境学習の推進





“自然再生基本方針の見直し”について

- 自然再生基本方針とは、
“自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針”（第7条）
- 自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。

<自然再生をとりまく この5年間の動きを踏まえて見直しを検討>

事象	内容
事業の本格実施時期に移行	調査・計画段階から事業の実施段階に移行したことに伴う技術的課題、組織的課題が顕在化。
「種の保存法」及び「外来生物法」の改正	関係法の改正を踏まえ、自然再生の取組においても種の保存や外来種対策を考慮することが必要。
東日本大震災の発生	東日本大震災の経験を踏まえて「自然共生社会」を実現していくことが必要。
生物多様性国家戦略2012-2020の策定	豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップとなる「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定。

→ 平成26年11月「自然再生基本方針の変更」 閣議決定

自然再生基本方針の見直しのポイント

- ① 自然再生の取組の継続性確保
- ② 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進
- ③ 「種の保存法」、「外来生物法」の改正に応じた自然再生
- ④ 東日本大震災の経験を踏まえた自然再生
- ⑤ 生物多様性国家戦略2012-2020の促進
- ⑥ 各省施策の反映
- ⑦ 自然再生の果たす役割
- ⑧ “小さな自然再生”の推進について

“自然再生”の普及促進に向けた取組



自然再生推進法に関する
パンフレット



自然再生活動事例に関する
パンフレット



小さな自然再生活動事例集



全国ネットワークへの参加
を促すためのリーフレット

ご静聴いただき、ありがとうございました。